

山口県済生会下関総合病院施設・設備等の共同利用実施要領

1 共同利用病床の取り扱い

「山口県済生会下関総合病院共同利用運営規程第3条」に定める共同利用病床は、山口県済生会下関総合病院の稼働病床のうち7床とする。

2 共同利用病床の取扱手順

(1) 入院

共同利用病床への入院は、以下の手順により行う。

- ① 登録医は、共同利用病床利用申込書（別紙様式1）と診療予約票、診療情報提供書を事前に地域医療連携室へFAXする。
- ② 山口県済生会下関総合病院の主治医（以下「主治医」という。）は、別紙様式により申し込みを行った登録医と診療内容について電話で調整を行う。主治医が不在の場合は、当該診療科長又は副科長が代行する。
- ③ 入院日が決定した後、登録医は、共同利用病床入院患者（以下「入院患者」という。）に複写式の同意書を求め、1部を診療情報提供書と共に患者に手交する。
- ④ 当該入院患者は、入院当日に入院病棟へ同意書（写し）と登録医が発行した診療情報提供書を提出する。

(2) 退院

共同利用病床からの退院は、以下の手順により行う。

- ① 退院は、主治医と登録医が協議して決定し、退院時に主治医は、患者に病院の発行する診療情報提供書を交付する。

(3) 共同診療・指導

入院患者の診療・指導は、以下の手順により主治医と共同で行う。

- ① 共同診療・指導は、共同利用病床を訪問して行う。主治医が不在の場合は、当該診療科長又は副科長が代行する。
- ② 共同診療・指導のために共同利用病床を訪問する場合は、事前に地域医療連携室に電話で訪問時間等の調整を行う。
- ③ 入院患者に対する与薬、検査等の指示は、すべて当該病床にて行うものとする。

3 高額医療機器等の共同利用

登録医等が行う高額医療機器等の共同利用は、次により医療機器を扱う担当者等と共同で行うものとする。

- ① あらかじめ地域医療連携室に診療予約票又は「紹介患者受付/カルテ作成依頼票」、「検査依頼・問診票」、診療情報提供書をFAXし、訪問日時等の調整を行う。
- ② 共同利用のできる高額医療機器等は、「別表」のとおりとする。

【別表】

医療機器名称

- ① (C T) コンピュータ断層撮影装置
- ② (M R I) 超電導磁気共鳴診断装置
- ③ (P E T) 全身用ポジトロン陽電子放出断層撮影装置
- ④ (R I) ガンマカメラ装置
- ⑤ 骨塩定量

4 図書室の共同利用

登録医が、図書室を共同利用する場合は、次によるものとする。

- ① 事前に経営管理課図書係に訪問日時や検索する文献等を連絡する。
- ② 利用可能な資料及びサービスは以下のとおりである。

ア 文献等の検索

イ 図書の閲覧及びコピー

5 駐車場の利用

当院駐車場の利用は無料とする。

附則

この手引きは、平成23年 5月 9日より実施する。